

令和 6 年度

## 大蔵山地区流域保全総合治山工事 (R 6 補正)

### 特記仕様書

#### 第1条 適用

この特記仕様書は、森林整備保全事業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）、治山工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）を補足する事項を示すものであり、標準仕様書及び共通特記仕様書に優先する。本工事の施工にあたっては、「森林整備保全事業工事標準仕様書」及び「治山工事共通特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

#### 第2条 保険の付保及び事故の補償に関する付則

- 標準仕様書1-1-1-47の5項に記載の建設業退職金共済制度のほか、林業退職金共済制度も含まれるものとする。

なお、受注者が中小企業退職金制度に加入しており、被共済者が業務に従事する場合においては、発注者用掛金収納書に代えて、中小企業退職金共済事業本部が発行する加入証明書を発注者に提出するものとする。

- 標準仕様書1-1-1-47「保険の付保及び事故の補償」第5項については、以下のとおり読み替えることとする。

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。  
また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

#### 第3条 法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理费率の中に計上されている。

#### 第4条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

治山工事共通特記仕様書第15条に記載のある各種資材について下表のとおりとする。

資材名	規格	調達地域等

#### 第5条 三者会議

本工事では、森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領に基づいた三者会議の実施を予定していないが、三者会議の実施が必要と判断する受注者は、発注者と協議するものとする。













なお、詳細は上記（1）～（7）については、該当する「森林整備事業ＩＣＴ活用工事（〇〇）試行積算要領」によるものとし、林野庁ホームページ（ホーム>分野別情報>森林整備保全事業の設計・積算・施工基準等>森林土木分野におけるＩＣＴ施工及び3次元データの活用）を参照のこと。

（[https://www.ryna.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT\\_seko.html](https://www.ryna.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html)）

- 2 施工合理化調査等を実施する場合はこれに協力すること。

#### 第 11 条 施工計画書の作成

受注者は、技術提案書を施工計画書に添付するものとする。

#### 第 12 条 情報共有システムの取り組みについて

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

#### 第 13 条 遠隔臨場の取組みについての評価について

本条の取組みの実施に対し、情報通信技術（ICT）への取組みにより「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「受発注者の事務負担の軽減」が図られるため、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。

#### 第 14 条 森林土木木製構造物暫定施工歩掛の使用について

森林整備保全事業標準仕様書 1-1-1-13 「調査・試験に対する協力」において、同仕様書の各項に記載のある調査のほか、発注者の指示又は受注者の協議により森林土木木製構造物暫定施工歩掛を採用、施工した場合は、必ず歩掛等の検証のうえデータを記録し、発注者（監督職員経由）へ提出すること。

#### 第 15 条 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1. 打ち合わせ時間の配慮  
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
2. 資料作成依頼の配慮  
資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
3. ワンデーレスポンスの再徹底  
問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

#### 第 16 条 治山ダム上流側の堆砂

No.1 コンクリート谷止工は、上流側の堆砂圧が安定条件の重要な要素となるため、谷止工完成時までに、受注者は設計図書（間詰図）に示す上流側堆砂線まで土砂を埋め戻すものとする。

#### 第 17 条 建設発生土の搬出先

本工事による建設発生土の搬出先の所在地及び名称は下記のとおりとする。

搬出先名称	搬出先住所
—	新潟県五泉市市菅出字三五郎山 3394 国有林 289 林班

## 第18条 森林整備保全事業工事仕様書に対する特記事項

「森林整備保全事業工事標準仕様書」に対する特記事項は次のとおりとする。

条項	項目	特記事項												
3-3-3-3	配 合	<p>レディーミクストコンクリートの種類及び品質は次のとおりとする。</p> <p>「コンクリート谷止工」</p> <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>品質</th></tr></thead><tbody><tr><td>セメント</td><td>高炉セメントB種</td></tr><tr><td>空気量</td><td>4.5%</td></tr><tr><td>粗骨材の最大寸法</td><td>40mm</td></tr><tr><td>呼び強度</td><td>18N/mm<sup>2</sup></td></tr><tr><td>スランプ</td><td>8cm</td></tr></tbody></table>	種類	品質	セメント	高炉セメントB種	空気量	4.5%	粗骨材の最大寸法	40mm	呼び強度	18N/mm <sup>2</sup>	スランプ	8cm
種類	品質													
セメント	高炉セメントB種													
空気量	4.5%													
粗骨材の最大寸法	40mm													
呼び強度	18N/mm <sup>2</sup>													
スランプ	8cm													
3-3-5-7	打継目	<p>伸縮継目等の種類及び品質は次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>規格</th></tr></thead><tbody><tr><td>目地材</td><td>瀝青質板 厚10mm</td></tr><tr><td>止水板</td><td>C F 幅200mm 厚5mm</td></tr></tbody></table>	種類	規格	目地材	瀝青質板 厚10mm	止水板	C F 幅200mm 厚5mm						
種類	規格													
目地材	瀝青質板 厚10mm													
止水板	C F 幅200mm 厚5mm													

## 第19条 令和6年能登半島地震の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定において林野庁工事成績評定要領様式6②の考查項目「6. 社会性等」の8.その他に、次の評価項目を追加した上で加点評価する。

[様式6② 主管課長・担当課長等の考查項目表]

8. その他

(【被災農林漁家の就労機会の確保】令和6年能登半島地震の被災地域における被災農林漁家を雇用した。)

## 第20条 航空レーザ測量データの活用について

発注者が保有する資料等は、支障のない範囲で貸与若しくは閲覧できる。なお、該当するデータの有無は発注者に確認すること。

また、貸与された資料等は厳重に管理を行うとともに、目的外の利用は行わないこと。資料等の利用後は確実に返却または、データの廃棄等を行うこと。

保有する資料の一例は次のとおり

- (1) 関東森林管理局が管理する航空レーザ測量データ
- (2) 国土交通省国土地理院が管理する航空レーザ測量データ